

第 208 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 7 年 7 月 4 日 (金) 10:00～12:20
場 所	環境局（三宮プラザ E A S T 地下 1 階）
議 題	三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業に係る 環境影響評価事前配慮書に関する審議（第 2 回）
出席者 25 名	◇審査会委員：10 名 芥川委員、市川委員、岡村委員、川井委員、島委員、島田委員、 中谷委員、花田委員、藤川委員、吉田委員
	◇環境局職員：9 名 中西副局長、岡田自然環境部長、西巻脱炭素推進課長、梶原環境保全課長、 他事務局 5 名 ◇事業者：6 名 三田市 総合政策部 地域医療推進課 担当部長 奥原高 他 5 名
公開・ 非公開	一部非公開（傍聴者 3 名）

【 会 長 】 ただいまから、第 208 回神戸市環境影響評価審査会を開催します。
本日は、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業
に係る事前配慮書に関する審議を行った後、審査会意見書の取りまとめについ
ての審議を予定しております。

それでは、事務局から説明してください。

【環境保全課長】 それでは、本日の資料を確認します。

《提出資料確認》

【 会 長 】 この後の議事では、貴重な動植物に関する報告が一部含まれております。ま
た、事業者からの説明終了後には、審査会意見形成のための議論を行います。
貴重な動植物に関する情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号
に定める事務事業執行情報に該当します。審査会意見形成に関する情報につき
ましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として、
本審査会運営規程第 5 条第 1 項第 1 号に該当するため、これらにつきましては、
本審査会の運営規程に基づき、非公開で行いたいと思います。この件に関して
ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【 会 長 】 異議なしと認めます。

後ほど、貴重な動植物に関する報告の際には非公開とする旨の宣言をします。
それでは、議事に入ります。

事務局は、事業者に入室していただいでください。

《事業者 入室》

【環境保全課長】 事業者の方をご紹介します。

三田市総合政策部地域医療推進担当部長、奥原高様でございます。また、本日、そのほかにも5名の方にご出席をいただいております。

【会 長】 それでは、事業者の方より、資料5及び資料6について、ご説明をお願いします。

【事業者】 《資料5及び資料6の内容について説明》

【会 長】 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ありますか。
資料6の市民からの意見は、どこの方かは分かっているのでしょうか。整理はされていますか。

【事業者】 詳しくお答えできる材料は今持っておりませんが、比較的西宮の方と神戸市の方が多かった印象を受けております。三田市域の方は、あまりいなかったような印象です。

【会 長】 神戸市とは地元に近いという意味ですか。それとも、かなり広いところでしょうか。

【事業者】 北神の方かまでは把握できていないのですが北区の方、あるいは西宮の方、中でも恐らく済生会の患者様である山口町辺りの方が多いのではないかなと受け止めております。

【会 長】 はい。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、資料7について、ご説明をお願いします。なお、貴重な動植物に関する情報を含む別紙3以外の内容を先にご報告ください。

【事業者】 《資料3の別紙3以外の内容について説明》

【会 長】 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はありますか。

なお、景観につきましては、本日欠席の委員より書面で意見をいただいております。それを掲示し、事務局で読み上げます。

【事務局】 ・景観に関する審査会意見①の「評価が可視領域の比較のみになっているが、通常は実際の「みえ」で判断してほしい」という意見に対して、フォトモンタージュによる評価結果を基に予測・評価をされていますので、姿勢としてはあるべき姿になっていたかと存じます。

・審査会意見②と③の「この地域で守らなければならない景観は何なのかという基本方針を踏まえたうえで、影響が大きいかどうかの判断をしてほしい」、「この地域を守るべき景観が農村景観や住宅景観を守るという基本方針があるのであれば、眺望点の選択も考える必要がある。遠景だけで評価しないでほしい

い」という意見に対する回答として、「人と自然の共生ゾーンの指定などに関する条例」の《農村景観の特徴》を根拠として用いている点は適切かと思えます。そして、近景も評価の対象として追加いただいたということで適切に評価されていると考えます。近景評価の視点場をどこに設定するかについては様々な可能性があると思いますが、1点だけ選ぶという場合に、事業実施区域の北西側角に隣接した信号交差点を代表地点とすることについても異論はありません。

・審査会意見④「評価の結果が「いずれの案も景観資源への影響はなく」とありますが、配慮書上で景観資源はないとしているのに、それに対する影響はないとする表現は改めてほしい」という意見に関しまして、最後の評価の部分についての記載に違和感があるため意見を申し上げますとのことで、【一般市道北神中央線の長尾交差点】、【長尾町公園】について、「事業の実施により人工構造物である病院棟が丘陵を遮るように出現するが、病院棟の色合いなどがまだ決まってないこともあり周囲との調和は図れておらず、人工構造物として目立つ」と記載されています。両者とも調和が取れてない原因として、病院棟の色合いなどを挙げられています。しかし本件の場合、調和の取れていない最も大きな原因は色合いではなく、そもそも病院棟のボリューム・スケール感が農村景観のそれと釣り合っていないことにあると思われます。ですから、交差点から見ると里山的な丘陵は、それをはるかに上回るボリュームで隠されてしまい、公園から見るとスカイラインを遮ってしまうのです。

なお、これから眺望の説明に「スカイラインはほとんど遮らないように眺望できる」とありますが、それは遠景の稜線のことであり、手前の山々の稜線は完全に隠されていますので、この文章にも違和感を覚えます。

ただし、今までのお話を伺っている限り、病院棟をこれ以上ダウンスケールすることは実際に困難であるということです。最終評価で「建物の形状やデザイン、植栽などの施設計画及び造成計画などは現時点では未定であるが、今後計画熟度を高めていく中で、周辺の田や樹林などの農村景観との調和を図るものに計画することから、主要な眺望景観への影響は抑えられているものと考え」と書かれていますが、ボリュームを大きく変えない限り「影響が抑えられる」ことはないのです。この表現を用いるのは適切ではないのではないのでしょうか。環境影響評価の基本姿勢として、原因に直接寄与しない対策を提示して無理に「影響は小さい」「影響を抑えられる」という結論に持っていこうとするよりも、農村景観に与える影響は避け難い、しかし、制約条件を考えるとこれ以上の配慮は難しいので、可能な範囲で影響の低減を図る。と記述するほうがよいのではないのでしょうかとのことです。

【会 長】 今読み上げていただいた意見も踏まえて、先ほどの事業者からの説明について、ご質問、ご意見お願いいたします。

【 委 員 】 別紙6の2ページの「総合評価」について、前回の審査会における景観及び地球温暖化のご意見に対して修正された点は、それぞれ専門の先生がよければ意見はありません。しかしながらこの表は、総合評価とありますが実際には各項目の評価をまとめただけのものです。通常であれば表の一番下に第1案・第2案それぞれに対する総合評価が記載される必要があると思います。配慮書は、複数案の検討をして評価するというのが一番重要な役目ですが、その総合評価が抜けていると思います。

特に本案件は第2類事業であり、この後の判定手続の結果によっては、事後調査手続まで省略される可能性があります。判定を行う際、審査会としては部会で判断することになっていますので、先生方によっては第1案、第2案のいずれが採用されるかわからないまま進行する恐れがあります。

そのため、現在のところ決定はできないにしても、事業者としてのこの段階での評価を示してほしいと思います。

【 事業者 】 ご指摘のとおり、全体的な評価という部分が欠けているところがあると認識しております。今のご意見を踏まえまして、この各項目の評価だけではなく、全体の評価を書き添えたいと思います。

【 会 長 】 ほかにございますか。

資料7の「審査会の意見」の2番で、交通量について、一番車の出入りが多いときの1時間当たりの評価を行っていただきありがとうございます。ただ、交通量の予測自体は、ここで検討することではないと思いますが、渋滞が起これと排気ガスや騒音の問題が起これとします。これらの予測については、交差点でどの程度の渋滞が起これとすることを踏まえた上で行っていただきたいと思いますが、渋滞に関して全く触れられていません。そのことについてはいかがでしょうか。

【 事業者 】 渋滞につきましては、北神中央線から病院の敷地に乗り入れる場合には交差点において右折する車両もあるため、実際の交差点の滞留長を取り入れ、右折レーンが今の状況と比べてどれだけ不足するかという想定をしています。

現在、交差点改良について協議を行っており、その中で滞留長が少し生じたとしても、できるだけスムーズな流れになるような緩和策を検討しております。

加えまして、今の計画案では車の乗り入れ箇所は1か所ですが、もう1か所設けることで分散を図り、少しでも交差点部分での滞留が長くないようにする対策を検討、協議させていただいております。

おっしゃられるとおり渋滞について現段階では深く掘り下げていないですが、開発などに伴う道路協議、警察との協議の中でも対応が求められますので、渋滞を緩和できるよう基本設計を進めていきたいと考えております。

【 会 長 】 渋滞について考慮して対応を取るということを、ぜひ文章に含めていただきたいと思います。

次に、動植物の部分に移りたいと思います。

ここからの説明には、貴重な動植物に関する情報が含まれますので、冒頭で決議しましたとおり、これからの審議は非公開とします。

傍聴者の方は資料を席においてご退室いただきますようお願いいたします。

《傍聴者 退室》

【会 長】 それでは、引き続き説明をお願いします。

【事業者】 《資料3別紙3の内容について説明》

【会 長】 今のご説明にご意見、ご質問はございますか。

【委 員】 トノサマガエルの扱いについて、図1. 2-1を見て、事業実施区域及びその周辺で広く確認されたから影響は小さいだろうということでしたが、では確認されていますが、では確認されていないようです。これは広く確認されていると考えてよいのでしょうか。どちらかという事業区域内の複数個所で確認されているようですが、大丈夫でしょうか。

【事業者】 今回の調査は、事業用地の周辺に限定して行いました。地権者には地元で農業をされている方が多くおられ、その方々によれば、このエリア外においても生息が確認されていると伺っています。したがって、ここに限らずこの周辺地域にもトノサマガエルが生息しているということで対応できるのではないかなというふうに考えております。

【委 員】 実態はそれで良いと思いますが、根拠としてはここに載せられているものだけでは不十分という気がします。先ほどのようなヒアリングの結果や、もう少し広い範囲での結果を示して初めて影響が小さいといえると思います。

【事業者】 ご指摘のとおりかと思います。

【会 長】 ほかにございますか。

【委 員】 ホタル類に関する環境保全措置については光害への対策のみが記載されており、生息環境を保つなどの記載はありません。その点はどうでしょうか。

また、今の段階では地盤や地下水汚染についての情報は少ないかと思いますが、現地を見て、土砂の搬出入や、大きな地盤高低差のある事業用地の整備について気になる点がありました。また地元の関心もあるようです。農業用地なので、現状は地盤についての情報はないかと思いますが、できるだけ早い段階で情報を収集し、我々や地元住民へ共有していただきたいなと思います。

【事業者】 まず、ホタル類につきましては、調査結果ではに生息環境がありますが、周辺地域の地元の方々よりこの範囲外の部分にも生息しているとお聞きしております。我々といましては、事業用地南側に樹林地を残しますので、できるだけそちらで生息できる環境をつくれないかと、今いただきましたご意見を踏まえて、今後検討したいと思っております。

また、地盤について、先般設計を行います事業者が決まり、具体的な協議に入ったところです。地元にもお話をさせていただきまして、9月頃からボーリ

ング調査をしたいと思っております。地元の方々のご了承をいただいた上で、基本的に極力残土が生じないように土地の整備をしまいたいと考えております。

あと地盤の状態は、ボーリングをしないと詳しいことは分かりませんが、周辺地域のニュータウン開発時のデータがありますので、そのデータに基づいた想定をしながら、造成を進めたいと考えております。

【 会 長 】 ヘイケボタルの保全に関して、当該事業は病院の敷地を宅地化する事業ですが、病院が開業すると周辺でそれに附随する商業活動が行われます。特に既に店舗がある西側は商業地化する可能性が高いと思います。報告書によるとヘイケボタルの生息域は、なので、そうするとみんな失われてしまう可能性が高いのではないかと思います。一方、緑地として残すのは山だけなので、ヘイケボタルのようなタイプの生き物の生育環境は残されません。例えば代替措置としてビオトープのようなものを設置するなど含めて、保全について、もう少し積極的に考えていただけるとありがたいと思います。特にについては難しいのかもしれませんが、考えていただけるとありがたいなと思います。

【 事業者 】 私どもとしては、事業用地の中でできることになるかと思いますが、シュレーゲルアオガエルの保全にも関わりますので、南側の樹林地の一角にビオトープのようなものを整備したいと思っております。

ヘイケボタルにつきましては、水辺というよりは山の中や山付近の水辺が生息環境とお聞きしておりますので、南側の樹林地内の一部に、できるだけ光害がないよう対応しながら、生息環境を確保したいと思っております。

事業区域外につきましては、我々が直接できることは限られていると思います。また、周辺地域は市街化調整区域なので、商業化はすぐに進まないと思いますが、できる範囲のことをさせていただきたいと考えております。

【 会 長 】 ぜひお願いします。

【 委 員 】 ホタルがこの場所で確認されたことについて、ホタルの活動範囲というのをよくわからないのですが、もしこの場所の環境が悪くなった場合、新しい場所に移動して支障なく生息できるのか、あるいは移動範囲が狭く、容易には移動できないため環境の悪化の影響を大きく受けるのでしょうか。

【 事業者 】 ホタルの行動範囲はそれほど広くないと思いますので、この付近を保全していくというのが一番いいかなと思っております。

【 委 員 】 それは、科学的データというか、何か情報はありますか。

【 事業者 】 調べておきます。

【 委 員 】 はい。お願いします。

【 会 長 】 他に質問はありますか。

【 委 員 】 別紙 1 の地下水汚染のことについて、大阪府はかなり細かいデータを継続的

に取っていると聞きました。兵庫県も恐らく多くの地点のデータを把握していると思いますので、申請する必要はあるようですが、それをぜひご活用いただいたらよいと思います。

別紙1を見ると、該当の2か所の井戸は浅井戸と深井戸であり、水源となる帯水層が異なると思います。ボーリング調査を行うとのことですが、工事でどこまで杭を打つかなどにより、地下水への影響が変わってくるので、継続的にモニタリングをしていただきたいです。

また、別紙1の最後に「地下水汚染が確認された場合の対応」について、周辺に汚染が拡散しないよう適切に取り扱いますと記載されていますが、汚染そのものへの対策というのは無理でしょうか。

【 事業者 】 地下水の部分の汚染対策となりますと、当該事業用地だけの対策では多分意味がないのではないかと思います。我々としては拡散しないという形での対応を選択すべきなのかと考えておまして、その中で、熱源としての利用も、場合によっては見直す必要があるのかと考えております。

【 委 員 】 地下水を利用する予定はないのですか。

【 事業者 】 はい。直接的利用ではなく、地下水を空調設備の熱源として利用し、地下熱を循環させながら使うことになります。しかしながら、汚染されているのであれば、地下水を使うことを見直し、違う形で熱源を活用します。

【 委 員 】 周りの農業用水に対する影響というのではないのでしょうか。

【 事業者 】 農業用水には地下水を活用していないと思います。ため池等、雨水等をためたものを活用していますので、直接的な影響はないと認識しております。

【 委 員 】 分かりました。地下水をクーラー等に利用するのは省エネでとてもいいなと思います。よろしくお願いします。

【 会 長 】 ほかにございますか。

前回も伺いましたが、医療用ヘリの運用についてです。もし建物の上にヘリポートを設置されない場合、進入経路を考えると建物の位置や駐車場の面積に影響が及ぶのではないかと思います。そういう意味で、ヘリポートの設置と運用を考えるのであれば、かなり早い時期に決めていただく必要があります。今回の事前配慮書及び2類の判定にも影響してくると思います。今回の配慮書では取り上げられていないので審議すべき内容ではないのですが、審議の前提が変わってしまうことになりかねないので、検討をお願いします。

【 事業者 】 ありがとうございます。

ヘリポートにつきまして、計画では事業用地の南側の駐車場の一角を想定しております。当該事業は災害拠点病院や3次救急病院ではありませんので、ヘリポートを日常的に使用することはまず想定していません。どちらかといいますと南海トラフ大地震のような、非常時に臨海部の病院が被害を受けたときの受皿という位置づけになり、1年間の中で何度も使う機会はないと想定してい

ます。日常的には職員の駐車場として活用しながら、例えば車止めを整備しない、独立柱の照明器具は設置しないなど、いつでもヘリが着陸できるような体制を整えておきたいと考えております。どの部分にヘリポートを整備するのかという計画は、今後、基本設計を進める中で確認していきたいと考えておりますが、お考えいただいているものとは少しイメージが違う活用方法ではないかと受け止めております。

【会 長】 非常時であれば進入経路等について特に考える必要はないという理解でよろしいですか。

【事業者】 離発着する場所は決めておく必要があると思います。

【会 長】 ただ、ヘリコプターは通常、真上から降りてくるわけではないので、高い建物や山があるとその部分からは進入できません。そういうことが、今回のこの図面の中で影響はないと確認できているという理解でよろしいですか。

【事業者】 消防本部をはじめいろいろなところと協議していますが、ご指摘いただいたような想定は、そこまで影響はないと受け止めております。

【会 長】 ぜひその辺の確認をお願いします。

それでは、本日の事業者による説明を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。ご退室いただいて結構です。

《事業者 退室》

【会 長】 それでは、意見書の取りまとめに移りたいと思います。

では、事務局から説明してください。

【事務局】 《意見書案のうち「はじめに」及び「全般的事項」を読み上げ》

【会 長】 ありがとうございました。

全般的事項(1)事業計画の検討の最後の部分は、事前に送付したものには入っていないのですが、付け加えてもらいました。先ほどの事業者への質問を想定していなかったので、先ほどの説明から考えて必要がないかもしれません。その辺も含めてご意見を伺いたいと思います。

まず、「はじめに」のところについて、ご意見、修正の提案をお願いします

21 から 22 行目のところで、「現地調査を実施して」とありますけれども、現地調査の結果も踏まえて議論していますので、「現地調査の実施により得られた知見も考慮して」を加えていただいたほうがよいと思いました。

【委 員】 2 行目の最後のほうに、宅地の造成と書いておられますが、この大きな病院をつくるとき、「宅地」という言葉は使いますか。

【事務局】 こちらの表現に関しましては、市アセス条例の施行規則の別表の表記を使っております。病院においても「宅地の造成」という表現を使いますので、そちらに合わせた表記としております。

【委 員】 分かりました。

【会 長】 今の部分に関係して、病院という建築物や駐車場については含めないのが一

般的ですか。

【事務局】 建築物の設置に関しては、アセス条例上、別に定めがあり、高さ 60 メートル、延べ床面積 10 万平米以上が対象になります。今回の病院に関しては、これには該当しませんが、建築物としての病院について、広くは宅地造成事業の共用部分と捉えまして、存在・供用について評価の対象としているところです。

【会長】 事業名称に病院整備事業と記載されている上、眺望の議論もしていることから、宅地の造成と病院の設置等と記載することには問題があるのでしょうか。

【事務局】 宅地の造成に書き加えることは問題ないと思います。

【会長】 では、宅地の造成と病院の建設を行うなどのほうが分かりよい気がします。そのほか、お願いします。

【委員】 先ほどからの議論を踏まえると、市街化調整区域という立地が特に問題視されていると思います。このような立地における宅地造成が環境に及ぼす影響を最小限にするという観点からも、17 行目付近に市街化調整区域というキーワードを入れる必要があるのではないのでしょうか。

恐らく、病院建設後は市街化区域への編入手続きが行われるように考えられますが、審査会としては、現時点での用途地域区分に基づいて、開発行為が自然へどう影響するかということを審査するものと考えます。市街化調整区域という記載がなくても大きな問題にはならないかもしれませんが、本来は市街化を抑制すべきところにこのような事業を行うことが、大きな特徴だと思いますので、ぜひご検討をお願いします。

【事務局】 今のご意見を踏まえて、こちらに「市街化調整区域」という文言を入れてみました。

【会長】 この地域は全域が市街化調整区域ですか。

【事務局】 そうですね。事業区域全域は市街化調整区域です。ただ隣接地には住居専用地域等があります。

【委員】 宅原全部が市街化調整区域というわけではないのですね。

【会長】 「ある場所の市街化調整区域において」というのは必要です。よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

【委員】 病院という表記で良いでしょうか。後述の個別事項の騒音、振動のところでは「二次救急医療機関」と表記されています。どちらの表現が適当でしょうか。

【会長】 事業自体は新病院整備事業といいますので、病院でも問題はないと思います。

【委員】 はい。では、宅地の造成及び病院の建設で問題ないということで。やはり、病院の建設という文言は、ホテルの光害や、建築物による影響があると思いますので、確実に入れたほうが良いと思います。

【会長】 ありがとうございます。

それでは「全般的事項」に移りたいと思います。

【委員】 先ほど複数案について意見を述べましたが、配慮書では複数案の中から事業

計画を絞り込む過程が重要です。34 行目から 36 行目の「建物や緑地の配置等が」という部分はその検討に該当するかと思いますが、複数案から事業計画を選定するに当たっては、その検討過程を明確にすることという意味の一文を入れていただいたほうがいいと思います。

検証結果も重要なのですが、検討過程を住民や様々な人に明確に示すということがアセスとしては大事なので、そのような文章を入れていただきたいです。

【 会 長 】 既に検討は行っているわけですね。

【 委 員 】 そうです。ですから、「複数案から、その事業計画を選定するに当たっては」と追記すればよいのではないのでしょうか。

【 事務局 】 意見書案に盛り込みましたが、少し文が長くなってしまいました。

【 委 員 】 内容は結構です。文章はお任せします。

【 事務局 】 分かりました。

【 会 長 】 文章をもう一回練り直してください。

ほかにございますか。

【 委 員 】 今のところについて、「建物や緑地の配置等が、自然環境及び生活環境に配慮した計画」にしてくださいと記載されていますが、代替措置としてのビオトープや、ネットロスゼロといった追加事項についてはここで取り上げるべきでしょうか、あるいは後ほどの個別的事項で取り上げるべきでしょうか。

【 会 長 】 個別的事項で上げたほうがよいと思います。

【 委 員 】 分かりました。

【 会 長 】 ヘリポートはどうでしょう。先ほどの話を聞いても、検討が十分行われているか、よく分からないという印象でした。

【 委 員 】 日常的にヘリは利用しないということでしょう。

【 会 長 】 緊急時に駐車場の一部をヘリの着陸に対応できるようにするだけなのであれば、削除しましょうか。削除していただいて結構です。

次に、全般事項（２）周辺住民への配慮についてはいかがですか

【 委 員 】 細かいことですが、文章の最後に句点がありません。

【 会 長 】 次に「個別的事項」に進みたいと思います。説明をお願いします。

【 事務局 】 ≪意見書案「個別的事項」の（１）騒音、振動（２）水質を読み上げ≫

【 会 長 】 今の個別的事項の１から２について、いかがでしょうか。

【 委 員 】 下水について、事業者は接続することを前提に説明しており、接続を行わない場合について全く考慮されていないようです。もし、下水接続が行われなかった場合、医療排水の排出先の検討が必要となる等かなり大きな問題になるかと思うのですが、その辺りは大丈夫なのでしょうか。

【 事務局 】 事業者からは、現在神戸市の下水道担当部署との協議が進んでいると伺っております。ただし、まだ協議中であり公表は控えたいと説明を受けています。

【 委 員 】 イの「下水接続を行わない場合」に、排出先の検討、排出方法、どのようなシ

システムにするか等について付け加えたほうが良いと思います。

【 委 員 】 ウについては、前回使用水量について質問したように、病院の使用水量が相当に多く、水循環への影響を懸念した点を意見として採用されたと思います。

特に、事業用地周辺は水資源の豊富な地域と言い難く、そのような場所に大量の水を供給し、使用後の水を川に放流すると考えた場合、下水接続をしたとしても、下水放流先の水循環に影響する可能性があります。さらにもし、下水接続をしないとすればその影響は甚大になる可能性があります。

ここで、気になるのは水質のアとウの項目については語尾が「望ましい」となっている点です。これと「必要がある」という語尾との区別はどのようにしていますか。

【 事務局 】 語尾について、「必要がある」は半ば義務的な意味合いで、今後の手続きにおいて行政として「実施を義務づける」という位置づけにしたい意図で用いています。一方、「望ましい」は、事業者において必要かどうかの検証を行った上で適切な対応を求めるという意味で用いています。

【 委 員 】 分かりました。そこは最終的には事務局でご判断いただけるということで。

【 事務局 】 はい。

【 委 員 】 それでは、ウに関してはお任せしたいと思います。

一方で、水質のアについて、確か地下水の調査は実施されるかと思います。実施されるのが確定であるならば、「必要がある」と言って問題は起きないかと思いました。

【 事務局 】 こちらにつきましては「必要がある」ということで修正します。

【 会 長 】 次の質問はありますか。

【 委 員 】 下水接続について、周りは住宅地なので公共用下水道と接続しているのではないですか。

【 事務局 】 南側にある鹿の子台は公共用下水道に接続されているようですが、事業地にはまだ下水道はきていないと聞いております。ただ、近くまでは来ていますので、その辺も含めて恐らく協議中であるのではないかと思います。

【 委 員 】 分かりました。病院排水を浄化槽で処理するのには懸念がありますので、下水接続を義務にしてほしいと思います。

【 会 長 】 恐らく、接続しないと営業ができないと思います。市としても最優先で対応する事柄だと思います。

【 事務局 】 事業者から協議が進んでいるが、対外的にはまだ言えない状況と聞いています。事務局としましては、確定と聞いていないため、下水接続しない場合につきましても意見を挙げた次第でございます。

【 会 長 】 形式上ということですね。

エの文章が、「が」「への影響」とおかしいことになっています。排水への影響なのか、排水が何々に及ぼす影響なのか、明確にする必要があります。

- 【委 員】 ウと合わせて、「排水について、・・・への影響について調査・予測・評価を実施することが」とするのはどうですか。
- 【会 長】 他にいかがでしょうか。
- 【委 員】 先ほどもヘリの話がありましたけど、騒音、振動のアの記述は、このまま残すのでしょうか。
- 【会 長】 緊急時のみの使用で、制限が何も設けられていないのであれば、削除してよいと思うのですが、緊急時といっても、当該地域は平常で、かなり離れた場所から搬送されるケースなどにおいては、地元の方々にとって大きい問題となる可能性が考えられます。その辺りの判断は難しいと考えます。
- 【委 員】 緊急用のヘリポートということですが、想定している航空法などでの正式名称を明らかにし、それに基づいた進入表面が、周辺、特に住宅街に対して騒音の影響を及ぼさないかということを事前に調べて報告する必要があると考えられます。しかし、現段階ではその点について全く触れられていないです。
- 事業者としては緊急用だから必要ないという考え方かと思いますが、必要性について明確化するためにもヘリポートの正式名称と離発着時のルート及び騒音・振動の影響が及ぶ範囲について明らかにせよ、と記載したらよいのではないかと思います。
- 【会 長】 すると、全般事項に記載するという先ほどの話に戻ってしまいます。もし計画があるのであれば、全般的事項への記述を残した方がよいと思います。個別的事項への記載も、念押しになるという意味で残した方がよいと考えます。配慮書ではヘリポートが完全に抜け落ちており、住民に対しての説明も全くない状況です。緊急時にヘリが飛来するかもしれないということは、本来伝えるべき情報だと思いますので、もし事業者が計画しているのであれば記載するべきと考えます。
- 【委 員】 個別的事項で、「ヘリポートの整備」となっていますが、事業者としては常設ヘリポートの整備はしないということですよ。運用が検討されているという意味では同じですか。
- 【会 長】 そうですね。「医療用ヘリの運用の可能性がある」といった書き方にしたほうが良いでしょうか。
- 【委 員】 それでも住民には一応説明しなさいと書いておけばよい。
- 【委 員】 2次救急医療機関とは関係ないので、「2次救急医療機関を建設するものであり」というところは削除していただければと思います。
- 【会 長】 これは前回事業者からそのような説明があったのです。2次救急医療施設なので、ドクターヘリを受け入れる可能性があるという言い方をされていました。
- 【委 員】 3次救急医療施設であれば説明通りなのですが、2次救急医療施設というのは、通常救急車を受け入れる施設なので、関係ないと思います。
- 【会 長】 では、それは実情に合わせて下さい。

【 委 員 】 先ほどの事業者の説明によると、ヘリポートは緊急用であり、よほどのことがない限りヘリは飛来しないとのことでした。

通常、アセス法でアセスの対象としているのは、平常の稼働時・運転時です。神戸市条例が緊急時まで含むかは別として、通常のアセス手続きとして考えると緊急時・事故時は対象外なので、個別的事項で指摘せず、全般的事項において指摘し、影響があるならば検討してくださいと記述するほうが望ましいのではないかと思います。

【 会 長 】 ありがとうございました。

原案では個別的事項にだけ記載されており、私のほうで全般的事項に入れていただいたのですが、今のことを考えるとおっしゃっていた案がよいかと思っています。市民に対して、そういうことを考慮しましたということはきちんと示していたほうがよいと思います。

【 委 員 】 先ほど、2次救急にヘリは関係ないので削除してくださいというお話でしたが、イの緊急車両の通行のところは「2次救急医療機関を建設するものであり」というのがあったほうがよい気がします。

【 会 長 】 ありがとうございます。

それでは、次の(3)に進みたいと思います。

【 事務局 】 ≪意見書案「個別的事項」(3)植物、動物、生態系(4)景観を読み上げ≫

【 会 長 】 (3)と(4)について、ご意見をお願いします。

【 委 員 】 事業地の立場所の写真や地図を確認すると、丘陵地が周辺の自然地から孤立する懸念があるようです。まずこの懸念を伝えるべきではないでしょうか。

もちろん、病院建設により消滅する田んぼも問題ですが、丘陵地に関わる植物、動物、生態系の機能が失われるのではないかと懸念するのですが、皆様のご意見もお伺いしたいところであります。

個人的にはこの丘陵地はポイントであり、キーワードになると考えますので事業者に伝えるためにも意見書に入れたほうが良いと思います。

【 会 長 】 今回資料6の5ページの右下に「生物生息空間の確保は、動植物の保全を考えた上で、東側の山林との連続性に配慮し、事業実施区域南側にまとめた樹林地を残す計画としています」と事業者による見解が示されており、この内容がいただいたご意見につながると思います。樹林地自体は事業実施区域外の部分もあると思いますが、「東側の山林との連続性に配慮し」というような文章をどこかに入れていただきたい。

【 委 員 】 その文章の、「水田の生態系」は一般的でしょうか。また、「湿地を作る」はビオトープを作るということでしょうか。

【 事務局 】 水辺の生態系でしょうか。

【 会 長 】 水辺の生態系の維持・創出でしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

- 【 委 員 】 動植物のアについて、文中で改変予定区域内とか、事業実施区域内と限定していますけれども、調査の指示ができるのは、この区域内に限られており周辺については及ばないという理解でよろしいですか。
- 隣の田んぼなどへの影響について気になってはいるのですが、我々が「そこも調査しなさい」とは言えないものでしょうか。
- 【 事務局 】 実施計画書段階や評価書案の段階では、周辺も含めて調査をするということになっていますので、先生がおっしゃるように事業実施区域内にとどめる必要はないかと考えます。
- 【 委 員 】 その周辺への影響も含めてください。
- 【 事務局 】 はい。
- 【 会 長 】 「改変予定区域内」を「事業実施区域及びその周辺」に変更してください。改変区域ではなく、事業実施区域かと思います。
- 次に進みます。
- 景観については、先ほどの意見は反映されていると考えてよいですか。
- 【 事務局 】 はい、事前にこちらの部分を見ていただき、これで結構ですというようなご回答をいただいています。
- 【 会 長 】 では、景観についてはこちらでよしとして、（５）（６）の説明をお願いします。
- 【 事務局 】 《意見書案「個別的事項」（５）地球温暖化（６）その他の読み上げ》
- 【 会 長 】 この部分のご意見はありますか。
- 【 委 員 】 地球温暖化のアはシャトルバスも対象に含まれますか。もし含まれないとすると、「事業地へ乗り入れる路線バスについて働きかける」の前に、「事業地へ乗り入れるシャトルバスについて低公害車を採用し」というのが来るのではないかと思います。どうでしょうか。シャトルバスが施設関係車両に含まれると考えれば必要ないかもしれませんが、書いておいたほうが、意図が伝わる気がします。路線バスは事業者自身が行うことではないから働きかけるのですが、シャトルバスは病院が運用するため検討することになると思います。
- 【 会 長 】 シャトルバスについて、そうですね。これでよいですか。
- 【 委 員 】 路線バスの前に「また」と入れていただいたら文章が読みやすいです。
- 【 会 長 】 次のご意見をどうぞ。
- 【 委 員 】 公共交通機関の路線バスなどの整備を進めてくださいというようなことを先に書いていただいてもいいのかなと思います。
- 資料６に、現状この周辺に公共交通機関はほとんどないという市民意見に対し、現段階で具体的な計画はないと回答されています。
- 【 事務局 】 先生のご意見を踏まえて、改訂してみましたが、いかがでしょうか。
- 【 委 員 】 路線バスの整備については、事業者の直接的な責任からは少し外れることになると思います。意見書（６）その他のところの、イに「公共交通の利用促進」

に関する文章があるので、そちらに路線バスの整備等も記載したほうがよいと思います。（５）は本来の環境影響評価の項目に関することを書く場所であるので、それ以外のことは「その他」のところに書いたらいかがでしょうか。

【事務局】 まだ議論に至ってないところの箇所ですが、試しに先ほどの文言を持ってきました。いかがでしょうか。

【委員】 はい。いいです。

【会長】 では、先ほどのところに戻してもらえますか。

【委員】 「整備を進めるとともに、さらに」ですね。

【委員】 資料６の事業者の見解で、シャトルバスの運行を予定していると言っているので、路線バスの「路線」の文言は消してもいいのかなと思います。もし、より具体的に書くとすれば、鉄道駅からのアクセスを改善するとか、バスということを直接書かないような言い回しにする方法もあるかなと思います。

【会長】 やはり、路線バスとシャトルバスは両方ないといけない。つまりシャトルバスは病院側がやれる範囲のことで、路線バスは民間事業者が営業することなので、両方あったほうがよいと思います。

【委員】 限定してしまうと、逆にシャトルバスは要らないということになるのかと考えたのですが、いかがでしょうか。

【会長】 シャトルバスというのは非常に限られた時間帯しか運用されませんが、病院に行く人はその時間帯に限りません。その場合は結局自家用車を使われてしまうことになるので、やはり路線バスは路線バスで整備してほしいです。しかし、それは病院自身ができることではないので要望してもらおうということで、そういう意味では両方入れたほうが良いと思います。

ここで１２時になってしまいました。本日は定時で退席される委員がおられます。これからについて、事務局から説明してください。

【事務局】 本日議決をいただく予定ですが、神戸市環境影響評価審査会運営規程によりますと、議決には過半数の者の出席が必要になります。今回の場合、９名以上の出席が必要です。もし、先生方のご了承を得られるようであれば、現段階の意見書をご議論いただき、残りの詳細につきましては、会長と事務局で詰めさせていただくという形で、可能であれば審査会意見として議決をいただけないでしょうか。

【会長】 よろしいでしょうか。大体のところは議論が行われ、後は細かいところになると思いますので、そういう形で続けさせていただきます。

【委員】 まだ退席しなくても大丈夫です。

【会長】 一応念のため、そういう形でよろしいでしょうか。

《一同挙手》

【会長】 議決をありがとうございます。

《委員退出（１名）》

- 【 会 長 】 では、他にありませんか。
- 【 委 員 】 「図ること」で、「はかる」が「測る」になっているので、「利用促進を通じて自動車交通量の抑制を図り」にしたらどうでしょうか。
- 【 会 長 】 ほかいかがでしょうか。
- 【 委 員 】 今回の計画案を見ると、敷地のうちのかなりの面積を駐車場が占めます。田んぼからアスファルトの駐車場に代わることによる動植物等への影響が大きいのではないかと思います。
- 駐車場の工法、例えばアスファルト塗装といったものはヒートアイランド等に影響すると思います。地球温暖化かその他か、どちらに記載するのが適切なかわからないのですが、どちらかに、駐車場について配慮するようにと加えたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。
- 【 委 員 】 私も今のご意見に賛成です。駐車場については、資料 6 の 10 ページに必要台数として 1300 台が挙げられている根拠について示されています。この 1300 台の駐車場は現段階では平場に作られる予定なのですね。
- 今回の意見書では、全般的事項として「建物や緑地の配置等が…複数案を検討する」としましたが、事業計画において、駐車場については一切触れられていません。例えば、駐車場を立体化するとすると、丘陵地を削る必要がなくなる可能性もあるかもしれません。
- 結局、この全般的事項の建物という内容に病院棟だけでなく、駐車場を含んだ複数案を検討していただくというようなことになれば、それは一つの考え方のかなというふうに思って発言させていただきました。
- 【 会 長 】 複数案については、我々はこの段階で彼らが検討したものについて議論したということなので、これから新たな案を考えていただくということにはならないとおもいます。かつ、駐車場に関しては、なるべく抑制してほしいという希望ぐらいは書けるかと思いますが、コストの問題でこのような案になっていると理解しています。
- 事務局として、駐車場の台数を抑制してほしいということ等は言いにくいことでしょうか。
- 【 事務局 】 事業計画（案）の段階における検証というのが事前配慮手続です。最終的な事業計画につきましては、この事業計画（案）を基に、市長や、審査会の意見を踏まえて立案するということですので、強制力を持たせることは少し難しいところではありますが、市長意見、もしくは委員会の意見として、触れておくことは特段問題ないかと考えます。
- 【 会 長 】 そうであれば全般的事項のところ、周辺の緑地の改変部分が大きいことに鑑み、駐車場の面積を抑制することも検討してほしいというようなこと、要するに、自然環境へのダメージを下げるために、そのことも検討してほしいということを入れられると良いと思うのですが。

- 【委員】 駐車場面積は、ヘリポート設置の考慮などで広く取る必要があるのではないかと思います。また、最適な駐車場台数についても、環境ではなく使う側の視点で、車で行っても駐車場がないというような不便なことがあると困ります。環境面からは減らしたほうがいいかもしれないけれども、利便性からはこのぐらいという最適なところがあるのではないのでしょうか。
- 【会長】 マイルドな書き方じゃないと不都合があるということですね。それはおっしゃるとおりです。
- 【委員】 「この場所をこうしてください」と直接的にいうことは難しいですが、立体化によって面積を抑えることや、アスファルト材料を使用しない、生態系に配慮した設計にするということは技術的には可能だと思うので、そうした点について配慮し、いわゆるアスファルト一辺倒の平面駐車場の設置は避けたほうが良いと伝えたらよいのではないのでしょうか。
- 【会長】 どう織り込みますかね。駐車場の立体化まで言及してよいのかは難しいところですね。駐車場の面積を抑制するなどの表現が良いのでしょうか。
- 【委員】 「建物、駐車場、緑地の配置」とすれば、配置だけに限定されてしまいます。また、現状において配置については運用程度しか検討されていません。そのような状況で配置と記載しても、この場所に駐車場を配置しますとしかならないので、そうならないような表現といえば、どのようになるのでしょうか。
- 【委員】 アセスでは構造といった言葉を使います。
- 【委員】 では、緑地の構造や配置。緑地の構造という表現は一般的ではない。
- 【委員】 構造、配置と機能という言葉も入れても大丈夫です。
- 【委員】 まとめて「配置等」にしたらどうでしょう。緑地がなくなりました。
- 【委員】 緑地は、ここには要らないのではないのでしょうか。インパクトを与える要素としては建物と駐車場が考えられます。
- 【委員】 そうですね。
- 【会長】 なかなか難しいですね。改変面積の削減にまで言及するのが難しい。田んぼで残すわけではないので、結局土地の改変は行われます。
- この文言について、画期的なものはないのでしょうか。
- 【委員】 建物の面積はほぼ決まっている中で、面積について言及するのはちがうかと思います。構造、配置といった。
- 【委員】 「建物や駐車場の設置による改変が自然環境及び生活環境に配慮した計画になっているか」はどうですか。改変等でも良いかと思います。それなら、改変面積についても配慮を求める感じが出るのではないのでしょうか。
- 【委員】 「建物や駐車場の設置による土地改変」ですかね。
- 【委員】 「改変が大きな影響を与えることから」という。
- 【委員】 しかし、これは上の4行の内容と同じかと思います。
- 【委員】 なるほど。とはいえ、前の文の「大部分が消失することとなることから、周辺

地域の環境の」の前に「建物や駐車場の設置」と加えるというのは…場所が違いますよね。

【委員】 事業実施区域内の建物や駐車場だけでなく、周辺地域の環境というふうに並列に並べないと。

【委員】 そこは手を付けず、次の文を「とりわけ建物や…」とし、「…による土地改変が大きな影響を与えることから、複数案を検討し」と続けたらどうでしょう。

【委員】 直前に「とりわけ」とあります。

【委員】 そうですね。

【委員】 上の「とりわけ」はそのまま、下の「とりわけ」を「また」とか「さらに」とかに言い換えるのは。

【委員】 「特に」とか。

【委員】 「とりわけ」か「特に」。

【委員】 上のほうを「特に」にしたらどうですか。

【委員】 「とりわけ、建物や駐車場の設置に土地改変が大きな影響を与えることから」、それでいいじゃないですか。

【委員】 いかがでしょうか、会長。

【会長】 「影響を与えることから」も上と重複しています。ここでは「与える影響を最小化するうえで」というか「最小化するための複数案を検討して」など、減らしてほしい、影響を小さくしてほしいということを言いたいです。

12時20分になりましたので、もう一回事務局で文章をじっくり練り、先ほど合意したように私とのやり取りで決めてよろしいでしょうか。内容的には、とにかく非常に影響が大きいので、なるべく改変部分を減らしてほしい、あるいは生物に対する影響を最小化してほしいということを入れるということで行きたいと思います。

【委員】 よろしくをお願いします。

《委員退出（1名）》

【会長】 それでは、本日の議事はこれで終わります。事務局をお願いします。

【環境保全課長】 今回取りまとめいただきました意見書は、後日、審査会意見として神戸市にご提出いただきます。本意見書を受けて、市長意見書を作成し、事業者に送付したいと考えております。

本日はいろいろなご意見、ご審議を、ありがとうございました。

【会長】 では、これで閉会です。ありがとうございました。